

石川県生活協同組合連合会定款

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この生活協同組合連合会(以下「連合会」という)は、協同互助の精神に基づき、加入組合の文化的経済的改善向上を図ることを目的とする。

(名 称)

第2条 この連合会は、石川県生活協同組合連合会という。

(事 業)

第3条 この連合会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員の指導、連絡及び調整に関する事業
- (2) 会員並びにその組合員の生活改善及び文化の向上を図る事業
- (3) 会員の経営に対する指導及び研究会、講習会の開催
- (4) 会員の事業に必要な物資を購入して、供給する事業
- (5) 会員の役職員並びに組合員の教育に関する事業
- (6) 各種協同組合・関係団体との連絡及び渉外
- (7) 会員の事業に必要な調査・研究及び情報・資料の提供・斡旋
- (8) 前各号の事業に附帯する事業

(区 域)

第4条 この連合会の区域は、石川県一円とする。

(事務所の所在地)

第5条 この連合会は、事務所を石川県金沢市に置く。

第2章 会員及び出資金

(連合会員の資格)

第6条 この連合会の区域内に事務所を有する生活協同組合(以下「組合」と称する)は、この連合会の会員となることができる。

2. その他この連合会の会員となることが適当と認められる団体はこの連合会の承認を受けてこの連合会の会員となることができる。(他の法律により設立された協同組織体で、消費生活協同組合法第2条第1項各号に掲げる要件を備え、且つ消費生活協同組合の行う事業と同種の事業を行うことを目的とする団体に限る。)

(加入の申込)

第7条 前条第1項に規定する組合は、この連合会の会員となろうとするときは、この連合会の定める加入申込書に引き受けようとする出資口数に相当する出資金額を添え、さらに次に掲げる書類を添付してこの連合会に提出しなければならない。

- (1) 定 款
- (2) 加入についての総会の議事録謄本
- (3) 役員の住所及び氏名
- (4) 事業報告書及び事業計画書
- (5) その他、この連合会が必要と認めた書類

2. この連合会は、前項の申込みを拒んではならない。ただし、前項の申込みを拒むことにつき、理事会において正当な理由があると議決した場合は、この限りでない。

3. この連合会は、前条第1項に規定する組合の加入について、現在の会員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付さないものとする。

4. 第1項の申込みをした組合は、第2項ただし書の規定により、その申込みを拒まれた場合を除き、この連合会が第1項の申込みを受理したときに会員となる。

5. この連合会は、会員となった団体について会員証を作成し、その会員に交付するものとする。

(加入承認の申請)

第8条 第6条第2項に規定する団体は、会員となろうとするときは、引き受けようとする出資口数を明らかにして、この連合会の定める加入承認申請書をこの連合会に提出しなければならない。

2. この連合会は、理事会において前項の申請を承認したときは、その旨を同項の申請をした団体に通知するものとする。

3. 前項の通知を受けた団体は、速やかに出資金の払込みをしなければならない。

4. 第1項の申請をした団体は、前項の規定により出資金の払込みをしたときに会員となる。

5. この連合会は、会員となった団体について会員証を作成し、その会員に交付するものとする。

(届出の義務)

第9条 会員は、会員たる資格を喪失したとき、又はその名称、定款、役員の住所・氏名若しくは事務所を変更したときは、速やかにその旨をこの連合会に届け出なければならない。

(自由脱退)

第10条 会員は、事業年度の末日の90日前までにこの連合会に予告し、当該事業年度の終わりにおいて脱退することができる。

(法定脱退)

第11条 会員は、次の事由によって脱退する。

- (1) 会員たる資格の喪失
- (2) 解散
- (3) 除名

(除 名)

第12条 この連合会は、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決によって、

除名することができる。

- (1) 1年間この連合会の事業を利用しないとき。
 - (2) 1年以上にわたり、供給物資の代金若しくは利用料の支払、会費の納入を怠り、催告を受けてもその義務を履行しないとき、又は猶予を求める請願書を提出しないとき。
 - (3) この連合会の事業を妨げ、又は信用を失わせる行為をしたとき。
2. 前項の場合において、この連合会は、総会の会日の5日前までに、除名しようとする会員にその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。
3. この連合会は、除名の議決があったときは、除名された会員に除名の理由を明らかにして、その旨を通知するものとする。

(脱退会員の払戻し請求権)

第13条 脱退した会員は、次の各号に定めるところにより、その払込済出資額の払戻しをこの連合会に請求することができる。

- (1) 第10条の規定による脱退又は第11条第1号若しくは第2号の事由による脱退の場合は、その払込済出資額に相当する額
 - (2) 第11条第3号の事由による脱退の場合は、その払込済出資額の2分の1に相当する額
2. この連合会は、脱退した会員がこの連合会に対する債務を完済するまでは、前項の規定による払戻しを停止することができる。
3. この連合会は、事業年度の終わりに当たり、この連合会の財産をもってその債務を完済するに足りないときは、第1項の払戻しを行わない。

(出資)

第14条 会員は、出資1口以上を有しなければならない。

2. 1会員の有することのできる出資口数の限度は、会員の総出資口数の2分の1とする。
3. 会員は、出資金額の払込みについて、相殺をもってこの連合会に対抗することができない。
4. 会員の責任は、その出資金額を限度とする。

(出資1口の金額及びその払込み方法)

第15条 出資1口の金額は、5,000円とし、全額一時払込みとする。

(出資口数の増加)

第16条 会員は、その出資口数を増加することができる。

2. 出資口数を増加しようとする会員は、この連合会の定める出資口数増加申込書に、増加しようとする出資口数に相当する出資額を添え、これをこの連合会に提出しなければならない。

(出資口数の減少)

第17条 会員は、やむを得ない理由があるときは、事業年度の末日の90日前までに減少しようとする出資口数をこの連合会に予告し、当該事業年度の終わりにおいて出資口数を減少することができる。

2. 会員は、その出資口数が会員の総出資口数の2分の1を超えたときは、2分の1以下に達するまでその出資口数を減少しなければならない。

3. 出資口数を減少した会員は、減少した出資口数に応ずる払込済出資額の払戻しをこの連合会に請求することができる。

(会 費)

第18条 会員は、この連合会の事業に必要な経費に充てるため、別に定める会員規約による会費を負担しなければならない。

第3章 剰余金処分及び欠損金処理

(法定準備金)

第19条 この連合会は、出資総額の2分の1に相当する額に達するまで、毎事業年度の剰余金の10分の1に相当する額以上の金額を法定準備金として積み立てるものとする。ただし、この場合において繰越欠損金があるときには、積み立てるべき準備金の額の計算は、当該事業年度の剰余金からその欠損金のおてん補に充てるべき金額を控除した額について行うものとする。

2. 前項の規定による法定準備金は、欠損金のおてん補に充てる場合を除き、取り崩すことができない。

(教育事業繰越金)

第20条 この連合会は、毎事業年度の剰余金の20分の1に相当する額以上の金額を教育事業繰越金として翌事業年度に繰り越し、繰り越された事業年度の第3条第5号に定める事業の費用に充てるために支出するものとする。

2. 前条第1項のただし書の規定は、前項の規定による繰越金の額の計算について準用する。

(剰余金の割戻し)

第21条 この連合会は、剰余金について、会員の連合会事業の利用分量又は払込んだ出資額に応じて会員に割り戻すことができる。

(利用分量に応ずる割戻し)

第22条 連合会事業の利用分量に応ずる剰余金の割戻し(以下「利用分量割戻し」という。)は、毎事業年度の剰余金について、繰越欠損金を填補し、第19条第1項の規定による法定準備金として積み立てる金額及び第20条第1項の規定による教育事業繰越金として繰り越す金額(以下「法定準備金等の金額」という。)を控除した後に、なお残余があるときに行うことができる。

2. 利用分量割戻しは、各事業年度における会員の連合会事業の種類別ごとの利用分量に応じて行う。

3. この連合会は、連合会事業を利用する会員に対し、連合会事業の利用の都度利用した事業の種類別及び分量を証する領収書を交付するものとする。

4. この連合会は、会員が利用した連合会事業の種類別ごとの利用分量の総額がこの連合会のその事業総額の5割以上であると確認した場合でなければ、その事業についての利用分量割戻しを行わない。

5. この連合会は、利用分量割戻しを行うこと及び利用分量割戻金の額について総会の議決があ

ったときは、速やかに利用分量割戻金の利用分量に対する割合及び利用分量割戻金の請求方法を会員に公告するものとする。

6. この連合会は、利用分量割戻しを行うときは、その割り戻すべき金額に相当する額を利用分量割戻金として積み立てるものとする。
7. 会員は、第5項の公告に基づき利用分量割戻金をこの連合会に請求しようとするときは、利用分量割戻しを行うことについての議決が行われた総会の終了の日から6箇月を経過する日までに、第3項の規定により交付を受けた領収書を提出してこれをしなければならない。
8. この連合会は、前項の請求があったときは、第6項の規定による利用分量割戻金の積立てを行った事業年度の翌々事業年度の末日までに、その利用分量割戻金を取り崩して、会員ごとに前項の規定により提出された領収書によって確認した事業の利用分量に応じ、利用分量割戻金を支払うものとする。
9. この連合会は、各会員ごとの利用分量があらかじめ明らかである場合には、第7項の規定にかかわらず、会員からの利用分量割戻金の請求があったものとみなして、前項の支払を行うことができる。
10. この連合会が、前2項の規定により利用分量割戻しを行おうとする場合において、この連合会の責めに帰すべき事由以外の事由により第8項に定める期間内に支払を行うことができなかつたときは、当該会員は、当該期間の末日をもって利用分量割戻金の請求権を放棄したものとみなす。
11. この連合会は、各事業年度の利用分量割戻金のうち、第8項に定める期間内に割戻しを行うことができなかつた額は、当該事業年度の翌々事業年度における事業の剰余金に算入するものとする。

(出資額に応ずる割戻し)

第23条 払い込んだ出資金に応ずる剰余金の割戻し(以下「出資配当」という。)は、各事業年度の剰余金から法定準備金等の金額を控除した額又は当該事業年度の欠損金に、繰越剰余金又は繰越欠損金を加減し、さらに任意積立金取崩額を加算した額について行うことができる。

2. 出資配当は、各事業年度の終わりにおける会員の払込済出資額に応じて行う。
3. 出資配当金の額は、払込済出資額につき年1割以内の額とする。
4. この連合会は、出資配当を行うこと及び出資配当金の額について総会の議決があったときは、速やかに出資配当金の払込済出資額に対する割合及び出資配当金の請求方法を会員に公告するものとする。
5. 会員は、前項の公告に基づき出資配当金をこの連合会に請求しようとするときは、出資配当を行うことについての議決が行われた総会の終了の日から6箇月を経過する日までにこれをしなければならない。
6. この連合会は、前項の請求があったときは、遅滞なく出資配当金を支払うものとする。
7. この連合会は、あらかじめ支払方法を明確に定めている場合には、第5項の規定にかかわらず、会員からの出資配当金の請求があったものとみなして、前項の支払を行うことができる。

8. この連合会が、前2項の規定により出資配当金の支払を行おうとする場合において、この連合会の責めに帰すべき事由以外の事由により支払を行えなかったときは、第4項に定める総会の終了の日から2年を経過する日までの間に請求を行った場合を除き、当該会員は、出資配当金の請求権を放棄したものとみなす。

(端数処理)

第24条 前2条の規定による割戻金の額を計算する場合において、会員ごとの割戻金の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(その他の剰余金)

第25条 この連合会は、剰余金について、第21条の規定により会員への割戻しを行った後になお残余があるときは、その残余を任意に積み立て又は翌事業年度に繰り越すものとする。

(欠損金のてん補)

第26条 この連合会は、欠損が生じたときは、繰越剰余金、前条の規定により積み立てた積立金、法定準備金の順に取り崩してそのてん補に充てるものとする。

(投機取引等の禁止)

第27条 この連合会は、いかなる名義をもってするを問わず、この連合会の資産について投機的運用及び投機取引を行ってはならない。

(会員に対する情報開示)

第28条 この連合会は、この連合会が定める規則により、会員に対して事業及び財務の状況に関する情報を開示するものとする。

第4章 役 職 員

(役 員)

第29条 この連合会に、次の役員を置く。

- (1) 理 事 8人以上13人以内
- (2) 監 事 2人

(役員選挙)

第30条 役員は、役員選挙規約の定めるところにより、総会において会員の役職員のうちから選挙する。

2. 特別の理由があるときは、理事の定数の5分の1以内の者を、会員の役職員以外の者のうちから選挙することができる。

(役員補充)

第31条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、役員選挙規約の定めるところにより、1ヶ月以内に補充しなければならない。

(役員任期)

第32条 役員の任期は、2年とし、前任者の任期満了のときから起算する。ただし、再選を妨げない。

2. 補欠役員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。
3. 役員の任期は、その満了のときがそのときの属する事業年度の通常総会の終了のときと異なるときは、第1項の規定にかかわらず、その総会の終了のときまでとする。
4. 役員が任期の満了又は辞任によって退任した場合において、役員の数その定数を欠くに至ったときは、その役員は、後任者が就任するまでの間は、なお役員としての職務を行うものとする。ただし、退任した役員の数定数を欠く数を超える場合には、退任した役員の互選により、職務を延長すべき者を選任することができる。

(役員兼務禁止)

第33条 監事は、次の者と兼ねてはならない。

- (1) 連合会の理事又は使用人
- (2) 連合会の子会社又は関連会社の取締役又は使用人

(役員責任)

第34条 役員は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款、規約及び総会の決議を遵守し、この連合会のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

2. 理事又は監事がその任務を怠り、この連合会に損害を与えた場合は、その理事又は監事は、それぞれこの連合会に対して連帯して損害賠償の責めに任ずる。
3. 理事が、事業報告書、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は欠損金処理案及び附属明細書に記載すべき重要な事項につき虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたとき並びに監事が監査報告書に記載すべき重要な事項につき虚偽の記載をしたときであってこの連合会に損害を与えた場合も前項と同様とする。ただし、理事又は監事がその記載、登記若しくは公告をしたことについて注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りではない。
4. 監事が、前2項の規定により、この連合会に対して損害賠償の責めに任ずべき場合において、理事もその責めに任ずべきときは、その監事及び理事は、これを連帯債務者とする。

(役員解任)

第35条 役員は、会員の5分の1以上の請求により、任期中でも総会において解任することができる。

2. 前項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面をこの連合会に提出してしなければならない。
3. この連合会は、前項の規定による書面の提出があったときは、総会の会日の10日前までにその役員にその書面を送付し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

(役員報酬)

第36条 理事及び監事に対する報酬は、総会の議決をもって定める。

2. 前項の報酬の算定方法については、規則をもって定める。

(会長、副会長、専務理事)

第37条 理事は、会長1人、副会長若干名及び専務理事1人を理事会において互選する。

2. 会長は、理事会の決定に従ってこの連合会の業務を処理し、この連合会を代表する。

3. 会長に事故あるときは、あらかじめ理事会において定めた順序に従って副会長がその職務を代行する。

4. 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、この連合会の業務を執行する。

5. 理事は、会長、副会長及び専務理事を補佐し、この連合会の事業の執行を分担する。

(理事会)

第38条 理事会は理事をもって組織する。

2. 理事会は、この連合会の業務執行を決し、理事の職務の執行を監督する。

3. 理事会は、会長が招集する。

4. 会長は、理事が理事の3分の1以上の同意を得て、又は監事が監事全員の同意を得て、会議の目的とする事項及び招集の理由を記載した書面を提出して理事会の招集を請求したときは、その請求のあった日から7日以内に、理事会を招集しなければならない。

5. 前項の場合において、会長が理事会を招集しないときは、理事会の招集を請求した当該理事又は監事は理事会を招集することができる。

6. 理事は3月に1回以上業務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

7. その他理事会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(理事会招集手続)

第39条 理事会の招集は、その理事会の日の1週間前までに、各理事及び監事に対してその通知を発してしなければならない。ただし、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。

2. 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開くことができる。

(理事会の議決事項)

第40条 この定款に特別の定めがあるもののほか、次の事項は、理事会の議決を経なければならない。

(1) この連合会の財産及び業務の執行に関する重要な事項

(2) 総会の招集及び総会に付議すべき事項

(3) この連合会の財産及び業務の執行のための手続その他この連合会の財産及び業務の執行について必要な事項を定める規則の設定、変更及び廃止

(4) 取引金融機関の決定

(5) 前各号のほか、理事会において必要と認めた事項

(理事会の成立要件)

第41条 理事会は、理事の過半数が出席しなければ議事を開くことができない。

(理事会の議決方法)

第42条 理事会の議事は、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2. 理事会の議長は、理事会において、出席した理事のうちから、その都度選任する。

3. 議長は、理事として理事会の議決に加わる権利を有しない。
4. 第1項の議決に特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わる権利を有しない。
5. 理事会において議決をする場合には、議長は第1項の出席した理事の数に、前項に規定する理事はその議決に関して第1項の出席した理事の数に算入しない。

(理事会の議事録)

第43条 議長及び理事会において選任した理事1人は、理事会の議事について議事録を作成し、これに署名又は記名押印し、その写しを出席した各理事に送付しなければならない。

2. 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 開催の日時及び場所

(2) 出席した理事及び監事の氏名

(3) 議事の経過の要領

(4) 議案別の議決の結果(可決、否決の別及び賛否の議決権数並びに反対した理事の氏名)

3. 理事は、第1項の議事録を10年間事務所に備え置かなければならない。

(書面による理事会への出席)

第44条 理事は、理事会の議案としてあらかじめ通知のあった事項について書面をもって議決権及び選挙権を行うことができる。

2. 前項の規定により議決権又は選挙権を行う者は、出席者とみなす。

3. 第1項の規定により議決権又は選挙権を行う者は、理事会の議案としてあらかじめ通知のあった事項について、その賛否又は選任しようとする会長、副会長若しくは専務理事の氏名を書面に明示して、第38条第7項の規定による規則の定めるところにより、会長に提出しなければならない。

(理事の競業禁止義務)

第45条 理事が、自己又は第三者のために連合会の事業の部類に属する取引を行うには、理事会においてその取引についての重要な事実を開示してその承認を受けなければならない。

2. 前項の取引を行った理事は、遅滞なくその取引について重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(定款等の備えつけ及び書類の提出)

第46条 理事は、定款、規約、総会の議事録、会員名簿その他この連合会の財産及び業務の執行について重要な事項を記載した書類を事務所に備えておかなければならない。

2. 前項の規定による会員名簿には、各会員の名称、主たる事務所の所在地、代表者氏名、加入年月日、出資口数並びに払込済出資額及びその払込年月日を記載しなければならない。

3. 理事は、通常総会の会日の7日前までに事業報告書、貸借対照表、損益計算書、附属明細書及び剰余金処分案又は欠損金処理案を監事に提出し、かつ、これらを事務所に備えておかなければならない。

4. 前項の規定による事業報告書には、次の事項を記載しなければならない。

(1) 会員の数、出資口数及びその金額並びにその増減

- (2) 役員、職員等の組織の状況
- (3) 過去 3 年間に於ける連合会の事業及び財産の概況
- (4) 事業の状況
 - ア 当該事業年度に於ける事業の種類ごとの実績
 - イ 設備投資の状況

(5) 総会の議決

(6) その他必要な事項

5. 第 3 項に規定する附属明細書には、次の事項を記載する。

- (1) 資本及び借入金の状況
- (2) 固定資産等の状況
- (3) 担保権の設定及び保証債務の状況
- (4) 各種引当金の状況
- (5) 連合会と役員間に於ける取引の状況
- (6) 役員報酬の状況
- (7) 事業経費の明細
- (8) 事業の種類ごとの損益の明細
- (9) その他重要な事項

6. 会員及びこの連合会の債権者は、第 1 項及び第 3 項の書類の閲覧を求めることができる。ただし、この連合会は、正当な理由がある場合には、当該閲覧を拒否することができる。

7. 理事は、第 3 項の書類を通常総会に提出するときは、監事の意見書を添付しなければならない。

(監事による監査)

第 4 7 条 監事は、毎事業年度 2 回以上連合会の財産及び理事の業務執行の状況を監査しなければならない。

2. 監事は、前項の監査を行ったときは、意見を付した監査報告書を作成し、総会に報告しなければならない。

3. 監事は、第 1 項の監査を行ったとき及び必要があると認めるときは、理事会に出席して意見を述べるものとする。

4. 監査についての規則の設定、変更及び廃止は監事が行い、総会の承認を受けるものとする。

(監事による調査)

第 4 8 条 前条第 1 項に定めるほか、監事は、いつでも理事及びその他の連合会の職員に対し事業の報告を求め、又は連合会の業務及び財産の状況を調査することができる。

2. 監事は、前項の調査の結果、理事又は連合会の職員が連合会の目的の範囲内でない行為その他法令若しくは定款に違反する行為を行い、又は行うおそれがあると認めるとき及び著しく不当な事項があると認めるときは、理事会にこれを報告しなければならない。

3. 前項の場合において必要があるときは、監事は理事会の招集を請求することができる。

4. 第38条第5項の規定は、前項の請求があった場合にこれを準用する。

5. 監事は、第2項の報告にもかかわらず、理事会が適正な措置を採らないと認めるときは、総会に報告しなければならない。

(理事の報告義務)

第49条 理事は、連合会に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、直ちに監事に報告しなければならない。

(会員の調査請求)

第50条 会員は、総会員の10分の1以上の同意を得て、監事に対し、連合会の業務及び財産の状況の調査を請求することができる。

2. 監事は、前項の請求があったときは、第48条1項の調査を行わなければならない。

(顧問)

第51条 この連合会に、顧問を置くことができる。

2. 顧問は、学識経験のある者のうちから、理事会において選任する。

3. 顧問は、この連合会の業務の執行に関し、会長の諮問に応ずるものとする。

(専門委員会)

第52条 この連合会は、この連合会の業務の執行に必要な調査・研究・立案のために、専門委員会を設置することができる。

2. 専門委員会委員の委嘱並びに委嘱する事項・期間等については、その都度理事会で決定する。

(職員)

第53条 この連合会の職員は、会長が任免する。

2. 職員の定数、服務、給与その他職員に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 総 会

(総会)

第54条 この連合会に、この連合会の最高の意志を決定する機関として総会を置く。

(通常総会の招集)

第55条 理事は、毎事業年度終了の日から3ヶ月以内に通常総会を招集しなければならない。

(臨時総会の招集)

第56条 理事は、理事会において総会の招集の議決をしたときは、臨時総会を招集しなければならない。

2. 理事は、会員がその5分の1以上の同意を得て、会議の目的とする事項及び招集の理由を記載した書面を提出して総会の招集を請求したとき、並びに会員が第35条第1項の規定により役員解任を請求したときは、その請求のあった日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。

(監事の総会招集)

第57条 理事の職務を行う者がいないときは、総会の招集は、監事が行う。

2. 監事は、前条第2項の請求があった場合において、理事が正当な理由がないにもかかわらず総会招集の手続きをしないときは、総会を招集しなければならない。

3. 監事は、この連合会の財産の状況又は業務の執行について不整の点があることを発見した場合において、これを総会に報告するために必要があると認めたときは、総会を招集しなければならない。

(総会の招集手続)

第58条 総会の招集は、会日の少なくとも5日前までに、会議の目的とする事項、日時及び場所を書面により会員に通知して行うものとする。

(総会の会日の延長)

第59条 総会の会日は、総会の議決により、続行し、又は延期することができる。この場合において、前条の規定は適用しない。

(総会の議決事項)

第60条 この定款に特別の定めがあるもののほか、次の事項は総会の議決を経なければならない。

(1) 定款の変更

(2) 規約の設定、変更及び廃止

(3) 解散及び合併

(4) 毎事業年度の予算及び事業計画の設定及び変更

(5) 出資1口の金額の減少

(6) 借入金額の最高限度

(7) 事業報告書、貸借対照表、損益計算書、附属明細書及び剰余金処分案又は欠損金処理案

(8) 他の団体への加入又は脱退

2. この連合会は、第3条各号に掲げる事業を行うため、必要と認められる他の団体への加入又は脱退であって、多額の出資若しくは加入金又は会費を要しないものについては、前項の規定にかかわらず、総会の議決によりその範囲を定め、理事会の議決事項とすることができる。

3. 総会においては、第58条の規定により、あらかじめ通知した事項についてのみ議決するものとする。ただし、この定款により総会の議決事項とされているものを除く事項であって軽微かつ緊急を要するものについては、この限りでない。

(総会の成立要件)

第61条 総会はその会員を代表する代議員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。

2. 前項に規定する数の代議員の出席がないときは、理事は、その総会の会日から20日以内にさらに総会を招集しなければならない。この場合には、前項の規定は適用しない。

(議決権及び選挙権)

第62条 会員は、代議員を総会に出席させ、各代議員は、各1個の議決権及び選挙権を行使す

ることができる。

2 総会においてこの連合会と会員との関係について議決をする場合には、その会員の代議員は、総会の議決に加わる権利を有しない。

3 代議員の選出方法・定数等必要な事項は、別に定める会員規約によるものとする。

(総会の議決方法)

第 6 3 条 総会の議事は、出席した代議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 総会の議長は、総会において、出席した代議員のうちから、その都度選任する。

3 議長は、代議員として総会の議決に加わる権利を有しない。

4 総会において議決する場合には、議長及び前条第 2 項に規定する代議員は、その議決に関して出席した代議員の数に算入しない。

(総会の特別議決方法)

第 6 4 条 次の事項は、代議員の過半数が出席し、その 3 分の 2 以上の多数で決しなければならない。

(1) 定款の変更

(2) 解散及び合併

(3) 会員の除名

(議決権及び選挙権の書面又は代理人による行使)

第 6 5 条 会員は、第 5 8 条の規定によりあらかじめ通知のあった事項について、書面又は代理人をもって議決権及び選挙権を行うことができる。ただし、会員の代議員でなければ代理人となることができない。

2 前項の規定により、議決権又は選挙権を行う者は、出席者とみなす。

3 第 1 項の規定により書面をもって議決権又は選挙権を行う者は、第 5 8 条の規定によりあらかじめ通知のあった事項について、その賛否又は選挙しようとする役員の氏名を書面に明示して、第 6 7 条又は第 3 0 条第 1 項の規定による規約に定めるところにより、この連合会に提出しなければならない。

4 代理人は、3 人以上の代議員を代理することができない。

5 代理人は、代理権を証する書面をこの連合会に提出しなければならない。

(総会の議事録)

第 6 6 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、議長及び総会において選任した代議員 2 人がこれに署名又は記名押印するものとする。

(1) 開催の日時及び場所

(2) 会員及び代議員の総数並びに出席代議員の数

(3) 議事の経過の要領

(4) 議決した事項及び賛否の数

(5) 選任された役員の氏名

(総会運営規約)

第 6 7 条 この定款に定めるもののほか、総会の運営に関し必要な事項は、総会運営規約で定める。

第 6 章 事業の執行

(事業年度)

第 6 8 条 この連合会の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までとする。

(財務処理)

第 6 9 条 この連合会は、この連合会の経理に関する規定の定めるところにより、この連合会の財務処理を行い、財務諸表を作成するものとする。

(収支の明示)

第 7 0 条 この連合会は、この連合会が行う事業の種類ごとに収支を明らかにするものとするものとする。

(事業の利用)

第 7 1 条 この連合会は、会員が第 3 条各号の事業を利用することについて規約又は規則で、あらかじめその方法について定めることができる。

2 . この連合会は、行政庁の許可を得て、会員以外のものに、第 3 条各号の事業を利用させることができる。

第 7 章 解 散

(解 散)

第 7 2 条 この連合会は、総会の議決による場合のほか、次の事由によって解散する。

- (1) 目的たる事業の成功の不能
- (2) 合 併
- (3) 破 産
- (4) 行政庁の解散命令

2 . この連合会は前項の事由によるほか、会員（第 6 条第 2 項の規定による会員を除く。）が 2 未満になったときは、解散する。

3 . 理事は、この連合会が解散（破産による場合を除く。）したときは、遅滞なく会員に対してその旨を通知し、かつ、公告しなければならない。

(解散の場合の財産処分)

第 7 3 条 この連合会が解散（合併又は破産による場合を除く。）した場合の残余財産（解散のときにおけるこの連合会の財産から、その債務を完済した後における残余財産をいう。）は、払込済出資額に応じて会員に配分する。ただし、残余財産の処分につき、総会において別段の議決をしたときは、その議決によるものとする。

(合 併)

第74条 この連合会が合併をしようとするときは、合併契約書を作成し、総会の承認を受けるものとする。

2. 理事は、前項の合併契約書の要領を第58条の規定による通知に記載し、かつ、公告しなければならない。

3. 合併によって新たな連合会を設立する場合においては、総会において会員のうちから合併によって設立する新たな連合会の設立委員を選任するものとする。

4. 第64条の規定は、第1項の規定による承認及び前項の規定による設立委員の選任について準用する。

第8章 雑 則

(公告の方法)

第75条 この連合会の公告は、この連合会の掲示場に掲示して行う。

(会員に対する通知及び催告)

第76条 この連合会が会員に対してする通知及び催告は、会員名簿に記載したその会員の主たる事務所の所在地に、その会員が別に通知又は催告を受ける場所をこの連合会に通知したときは、その場所にあてて行う。

(実施規則)

第77条 この定款及び規約に定めるもののほか、この連合会の財産及び業務の執行のための手続、その他この連合会の財産及び業務の執行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

この定款は、1966年12月7日から施行する。

1975年6月 2日から一部改正施行する。

1988年2月18日から一部改正施行する。

1995年6月30日から一部改正施行する。

2001年7月 2日から一部改正施行する。

2003年9月5日から一部改正施行する。